平成２２年（フ）第２０６４号
札幌市北区麻生町３丁目７番16号　パークサイド麻生102号
債務者　田原　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１３３号
札幌市白石区南郷通１丁目南４番13号　プラザイン南郷403号
債務者　相原　剛
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１３４号
札幌市白石区南郷通１丁目南４番13号　プラザイン南郷403号
債務者　相原さゆり（旧姓大神田）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３１６号
札幌市清田区平岡８条２丁目４番20号　コーポ柳瀬Ｂ－１号
債務者　中山　順子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３２０号
北海道石狩郡当別町字茂平沢203番地539
債務者　奥　　拓也
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３８０号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目５番22号　アサヒプラザＢ202号
債務者　堀井　洋美（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４１３号
札幌市中央区南14条西17丁目１番16号　ＰＬＡＴＺ1417―301号
債務者　小玉　　茜（旧姓内海）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６３号
愛知県知立市谷田町本林３丁目５番地12　ステイタスコートＡ201号
債務者　濱江　　廣
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５６１号
愛知県岡崎市矢作町字中道65番地２　Ａ・Ｃｉｔｙ矢作橋812、旧住所愛知県岡崎市滝町字追ノ狭間72番地29
債務者　青山　映子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６９１０号
大阪市西成区南津守２丁目４番１―401号
債務者　東　美代子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２５号
横浜市南区中里４丁目24番22号　第８丸福荘103
債務者　斉藤　章彦
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５６２号
横浜市青葉区奈良４丁目４番地１　ヴェルディール奈良７―401
債務者　大室　　努
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５８８号
横浜市鶴見区生麦１丁目５番22―410号
債務者　森居　　崇
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５９１号
横浜市神奈川区青木町２番地の１　シーアイマンション606号
債務者　萩原　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６０４号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目19番24―201号
債務者　神通　和也
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部